



## 第 I 編 総論

---

### ◆ 第 1 部 計画の前提 ◆

- 第 1 目的
- 第 2 性格
- 第 3 目標年次
- 第 4 基礎指標
- 第 5 前提条件
- 第 6 背景
- 第 7 主要な財政目標の設定
- 第 8 「第 3 次三鷹市基本計画（改定）」の達成状況（平成 18 年度末現在）
- 第 9 計画の前提となる 14 の潮流と施策の方向

---

### ◆ 第 2 部 計画の基礎 ◆

- 第 1 計画の基調
- 第 2 基本目標
- 第 3 「高環境・高福祉のまちづくり」の構成
- 第 4 自治体経営の基本的な考え方
- 第 5 財政フレーム

# 第1部 計画の前提

## 第1 目的

この計画は、市行政の立場から、基本構想に示された課題に取り組み、その基本目標である「人間のあすへのまち」を実現することを目的としま

す。また、この計画は、三鷹市民憲章とともに計画的な行財政運営の指針となるものです。

## 第2 性格

この計画は、主として市が推進主体となる施策について、基本的な考え方、体系、主要事業の目標や実施時期等の内容を定め、施設計画だけでなく、非施設計画（人的サービス）を含む総合計画として定めます。ただし、計画の実現にあたって

は、市だけでなく、市民、国、東京都、他の自治体、関係機関、関係団体、事業者、NPO等との連携や協力が必要となりますので、これらの推進主体に係る施策についても掲げています。

## 第3 目標年次

この計画の目標年次は、概ね2010年（平成22年度）とします。

ただし、第3次基本計画は、計画期間を4年毎の3期（前期・中期・後期）に分け、見直し（ロー

リング）を規定しております。この場合、中期の最終の年度であり後期の最初の年である2007年（平成19年度）は調整期間とします。（【図表I-1】参照）

【図表I-1】第3次基本計画における見直し（ローリング）時期等について

平成 西暦	13 2001	14 2002	15 2003	16 2004	17 2005	18 2006	19 2007	20 2008	21 2009	22 2010
	前期									
				中期						
							第3次基本計画(第2次改定)			
							後期			

## 第4 基礎指標

### 1 計画人口

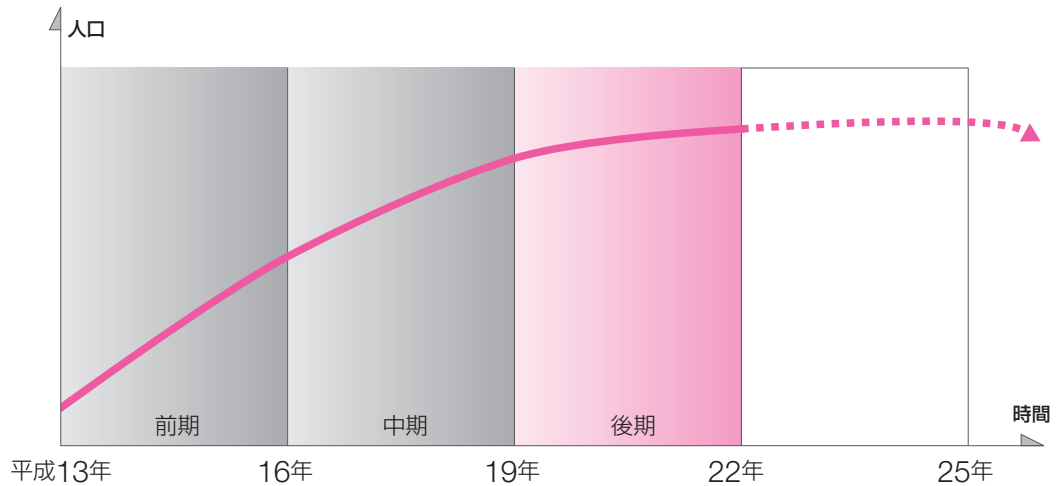
計画人口は、概ね175,000人とします。

（注）今回の第2次改定前の「第3次三鷹市基本計画（改定）」では、平成16年に行った「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測調査（以下「予測調査」という。）」などの結果から、計画期間内の最大人口予測を基礎として、概ね175,000人を計画人口としていました。

第2次改定にあたって平成19年に行った予測調査によると、三鷹市の人口は、今後、増加傾向が続き、計画期間中には178,000人を超えることとなりますが、その後、横ばいから緩やかな減少傾向となることが予測されています。

そこで第2次改定においては、都市計画手法等により開発等の規模やあり方などを積極的に規制・誘導する「成長管理」の政策も実施しながら当面の人口増加への対応を行うとともに、将来的な人口減少を視野に入れた政策構想が必要であると考えられるので、現行の人口フレームのままとします。（【図表I-2】参照）

【図表I-2】 計画期間における将来人口の推移傾向



## 2 年齢構造

今後の予測では、高齢化がますます進行し、将来的には高齢人口が20%を超える一方、生産年齢人口は年々減少することが予測されています。また、年少人口は当面の間は増加傾向が続きますが、

2015年（平成27年）前後にピークを迎え、その後は緩やかな減少に転じると予測されています。（【図表I-3】参照）

【図表I-3】 三鷹市における年齢構造の将来予測

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
0～14歳人口割合	12.0%	12.4%	12.5%
15～64歳人口割合	70.7%	68.3%	66.6%
65歳以上人口割合	17.3%	19.3%	20.9%

出典：三鷹市「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測」（平成19年3月）

# 第5 前提条件

## 1 対象区域

計画の対象区域は、三鷹市全域とします。

ただし、施策の展開にあたっては、近年及び将来の社会経済動向や市民生活圏域の広がりなどを

勘案し、首都圏、東京都、多摩地域、近隣市区及び全国や海外等も射程に入れた広域的観点についても十分配慮します。

## 2 行財政制度

現行の行財政制度を前提とします。

ただし、国・地方の制度改革においては、第2次分権改革等の進捗状況を的確にとらえ、市とし

ての考え方を明らかにするとともに、国・都に対して、地方自治～地域主権の観点から、その改善を求めています。

## 3 経済成長

国では、景気の回復傾向が見られるとともに、引き続き一定の成長経路をたどると見込んでいますが、依然として厳しい所得状況が続いているこ

とから、国の予測よりも経済回復のスピードは緩やかになると見込んでいます。

# 第6 背景

## 1 地理的背景

### (1) 位置

三鷹市は、区部と隣接した東京都のほぼ中央、新宿副都心と立川・八王子の業務核都市との中間、またJR中央線の三鷹駅は、東京駅と高尾駅のほぼ真中に位置しています。

### (2) 交通

市域内には、JR中央線三鷹駅のほか、京王井の頭線三鷹台駅や井の頭公園駅があり、近隣には、京王線や西武多摩川線が通っています。また、市域内には東京八王子道路や中央高速自動車道路が、近隣には甲州街道、青梅街道が通っています。

## 2 社会経済的背景

三鷹市における産業構造は、製造業の就業者数が、2000年から2005年にかけて一時的に2割程度減少しましたが、今後は2002年頃の水準に回復すると予測されています。一方、卸小売業の就業者数は微減傾向で推移すると予測されています。製造業出荷額については、全体として増加傾向にあ

りますが、平均的増加ではなく高生産性の業種に特化され、卸小売販売額についても、同様の構造変化が予測されます。土地利用については、農地系及び産業系の土地が減少し、住宅系が増加することが予測されています。（【図表 I - 4】～【図表 I - 6】参照）

【図表 I - 4】 三鷹市における製造業・卸小売業者数の将来予測

	2005年	2010年	2015年
製造業就業者数	5,982人	7,084人	7,279人
卸小売業就業者数	9,546人	9,353人	9,339人

出典：三鷹市「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測調査」（平成19年3月）

【図表 I - 5】 三鷹市における製造業出荷額・卸小売販売額の将来予測

	2005年	2010年	2015年
製造業出荷額	1,702億円	2,215億円	2,221億円
卸小売販売額	3,308億円	3,457億円	3,496億円

出典：前掲書

【図表 I - 6】 三鷹市における土地利用の将来予測

	2005年	2015年	増減
①山林・田畑	180ha	166ha	△ 8%
②居宅・共同住宅	792ha	809ha	2%
③工場・倉庫	32ha	31ha	△ 3%
④店舗・事務所等	34ha	29ha	△15%
⑤公共用地	456ha	465ha	2%
⑥その他(注)	156ha	150ha	△ 4%

出典：前掲書（注）「⑥その他」は、空地及び①～⑤以外の地目である。

## 第7 主要な財政目標の設定

市は、健全な財政運営を行うため、具体的な数値目標を以下のとおり設定し、第2次改定に取り組むものとします。

次の「経常収支比率（注1）」、「公債費比率（注2）」、「実質公債費比率（注3）」及び「人件費比

率（注4）」の4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

経常収支比率	概ね80%台を維持
公債費比率	概ね12%を超えないこと
実質公債費比率	概ね16%を超えないこと
人件費比率	概ね24%を超えないこと

（注1）経常収支比率・・・人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる、財政構造の弾力性を示す指標。

（注2）公債費比率・・・市債の元利償還金に充当される一般財源の標準財政規模に対する割合。

（注3）実質公債費比率・・・市債の元利償還金の他に、公営企業の公債費に対する繰出金や一部事務組合の公債費への負担金などを算入した、実質的な公債費に充当した一般財源の標準財政規模に対する割合の3か年平均。

（注4）人件費比率・・・報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費の、歳出決算に占める割合。

## 第8 「第3次三鷹市基本計画（改定）」の達成状況（平成18年度末現在）

平成17年3月に確定した第3次基本計画（改定）に基づく、主な事業の成果等は以下のとおりです。

### 第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

国際交流活動は、（財）三鷹国際交流協会との協働により推進しています。平成15年度には通訳・

翻訳ボランティアサービス制度を開始し、英語版ホームページを更新するなど、外国籍市民等が暮

らしやすいまちづくりに努めました。また、みたか国際化円卓会議では平成18年度に外国籍市民等の安全安心に関わる分野についての提言をまとめました。

平和事業の推進としては、憲法施行記念事業や地球市民講座などを継続的に実施しています。地球市民ツアーについては、平成16年度から「市民海外インターンシップ制度」として再開し、同じ地球に住む人間としてお互いを尊重できる「地球市民」の育成に努めました。また、人権意識の啓

発の取り組みでは、市内小学校や児童館と連携して、子ども自身の力を高めるプログラム（CAPワークショップ）を実施しました。

男女平等社会の実現に向けた施策としては、男女平等参画条例が平成18年4月に施行され、男女平等参画審議会及び男女平等参画相談員が設置されました。また、男女平等参画啓発冊子「コーヒー入れて！」の発行や男女平等参画講座を開催するなど、男女平等参画意識の醸成に努めました。

## 第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

行政事務の電子化については、戸籍事務の電子化、電子申請・調達サービスの稼働開始や総合文書管理システムの導入など、電子自治体化への対応を進めました。平成16年1月に第三者認証を取得した情報セキュリティマネジメントシステムについては、平成18年度に規格をISO27001に移行して運用しています。平成17年度には、三鷹の協働による取り組みが高く評価され、世界レポート連合（WTA）の内部組織であるインテリジェント・コミュニティ・フォーラム（ICF）から、情報先進都市として世界のトップ1に選ばれました。また、平成18年度には、ICT（情報通信技術）を活用して、くらしの豊かさ、便利さ等を実感できる地域社会の実現をめざして、「ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」の策定に取り組み、パブリックコメントを経て平成19年5月に確定しました。

農業振興施策としては、市民参加による農業公園運営懇談会を開催し、市民との協働による農業公園の運営に取り組みました。

産業振興施策としては、平成17年度に特別住工共生地域内の市有地を事業継続が困難な市内工業

者を対象とした入札により売却するとともに、平成18年度に三鷹産業プラザ内にコミュニティ・ビジネスサロンを開設し、各種相談やレンタルブース、セミナー開催等の事業を実施しました。また、平成18年度の商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例の制定や平成19年4月の「みたか都市観光協会」の設立に取り組みました。

急増した消費者相談への的確な対応や消費者啓発事業の充実を図るとともに、平成17年度にニート・フリーター対策を含む就職支援セミナーや「しごとの相談窓口」を実施し、消費者及び勤労者の支援施策の拡充を図りました。

再開発については、三鷹駅南口駅前広場第2期整備事業が平成18年3月に完了し、交通機能の充実や歩行者の安全性の確保、バリアフリーへの対応を図りました。また、平成17年5月に竣工した三鷹駅前協同ビル（第12地区）には、三鷹ネットワーク大学、三鷹駅前市政窓口を設置し、駅前広場と一体的な整備を図るとともに、西側地区協同ビル建設事業への支援を行いました。

## 第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

幹線道路（都市計画道路）については、調布保谷線、東八道路、天文台通りなどで整備が進められ、都市計画道路の整備の進捗率は、平成18年度末現在で39.1%となりました。また、市道の整備として、平成15年度に国から指定を受けた「あんしん歩行エリア」の整備に取り組んだほか、堀合地下道などをバリアフリー化するとともに、ベンチのあるみちづくりを推進しました。

緑と水の回遊ルートの整備については、丸池の里の用地を買収し、ワークショップにより進めてきた第2期（西側部分）整備を行いました。また、地域住民の参加を得ながら、街かど花壇やコミュニティガーデンの整備を進めたほか、花と緑の市民活動をサポートする新たな組織の設立に向けた検討を進めました。

良好な住環境の形成に向けては、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、特別住工共生地区などの特別用途地区の本格運用を開始したほか、平成18年度末で4地区の地区計画を定めるなど、改定

した「三鷹市土地利用総合計画2010」に基づき、政策誘導の土地利用や協働のまちづくりを推進しました。また、バリアフリーのまちづくり基本構想に基づき、市全域を対象としたバリアフリーのまちづくりに取り組みました。

防災対策については、学校等公共施設の耐震化を推進するとともに、老朽化した防災行政用無線固定系設備について、デジタル方式に更新し、緊急時の情報伝達能力の向上を図りました。また、災害時に備え、防災関係機関連携の防災訓練の実施、災害時緊急医療体制の整備を行いました。

交通環境の整備としては、平成18年10月に策定したコミュニティバス事業基本方針に基づき、北口ゾーンでの武蔵野市とのムーバス共同運行、北野ゾーンでの小循環実証運行など、みたかバスネット構築に向けた取り組みを進めました。また、すずかけ駐輪場の立体化整備を行い、駅周辺の駐輪場の確保に努めるとともに、自転車安全利用に関する条例に基づき、安全講習会を実施するなど



交通安全対策を進めました。

安全安心のまちづくりの推進としては、安全安心パトロール車の巡回、市民や事業者による安全安心・市民協働パトロールが展開されるとともに、

生活安全に関するガイドラインの策定や緊急情報対応マニュアルの作成を行い、安全安心メールの配信事業も開始されました。

## ■ 第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

「環境基本計画」を平成19年3月に改定しました。環境保全に向けた市の率先的な行動としては、平成16年度に省エネルギー診断に基づく公共施設の省エネルギー対策事業（ESCO事業）の実施に取り組み、エネルギーの一定量を削減することができました。また、平成17年2月には環境センターで、平成18年12月には市庁舎等（市民センター及び教育センター）でISO14001の認証を取得し、平成19年3月には地球温暖化対策実行計画（第2期計画）を策定しました。

公害防止に関する取り組みとしては、大気・土壌・水質等の監視測定を行いました。従来からの「環境保全のあらまし」は冊子の配布に加えてホームページに掲載しました。また、公用車における低公害車の導入を進めるとともに、公共施設のアスベスト対策を実施しました。

ごみ処理に関わる取り組みとしては、平成18年3月に、新ごみ処理施設整備基本計画を、市民への説明会やアンケートなどを行い意見の聴取に努めた上で策定しました。また、施設整備実施計画策定に向け、市民検討会議を設置し、検討を進めています。

ごみの減量化・資源化対策としては、平成17年

2月からペットボトル・プラスチック類、雑紙の分別収集を全市的に実施し、ごみの大幅な削減が図られました。また、有機性廃棄物を利用した資源循環のモデル事業として行っているエコ野菜地域循環モデル事業では、収穫した野菜を児童・園児に配布したほか、給食等の食材として活用しました。

水道事業については、平成14年度の東京都水道事業への統合後も、水の安定供給と市民サービスの向上を図ってきました。震災対策として取り組んできた石綿セメント製配水管及び導水管の管種変更工事がほぼ完了したほか、水源井の掘り替えを行うなど、安定した揚水量の確保に努めました。

下水道については、平成16年度に策定した「合流式下水道改善計画」に基づき、雨天時の越流水による河川等の汚濁を防止するため、雨水吐き室スクリーンや道路雨水貯留浸透施設などを設置する合流式下水道改善事業に着手しました。また、平成17年9月の集中豪雨による浸水被害を踏まえ、都市型水害対策として雨水管等の整備に取り組んだほか、河川の水質向上、地下水の涵養など環境保全を図るため、雨水浸透ますの設置を進めました。

## ■ 第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

平成18年3月に「健康・福祉総合計画2010」を改定しました。この計画では、地域福祉・地域ケアの推進、バリアフリーのまちづくりの推進、子育て支援策の一層の充実、健康づくりの推進などを行うこととしています。

地域ケアの推進については、「地域ケアネットワーク・井の頭」において、相談サロンや福祉防災出張相談窓口を開設するとともに、傾聴ボランティア養成講座を実施しました。

高齢者福祉の充実については、平成17年に第三期介護保険事業計画（平成18年度～20年度）を策定し、18年度に地域包括支援センターにおいて

軽度者（要支援1・2）に対する新予防ケアプランの作成を開始するとともに、65歳以上の市民を対象に要支援・要介護の状態にならないよう、新たに介護予防事業を始めました。

健康づくりの推進としては、平成17年6月に、3年間かけて取り組んできた健康づくり目標、「市民も地域も健康みたか2010」を策定しました。またこの目標の実現に向けて住民協議会等との協働により、ウォーキングコースを設定し、「健康マップみたか」として健康づくり目標の概要版とともに市内全戸に配布しました。

## ■ 第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

保育園の待機児童解消に向け、平成18年4月に親子ひろばを併設する大沢谷保育園、平成19年4月に幼稚園タイプクラスを併設するちどりこども園をそれぞれ公設民営保育園として開設しました。また、在宅子育て支援の充実として、平成18年度には相談機能を有する「ハミング」と「つくつくひろば」の2か所の親子ひろばを開設しました。

学童保育所の充実としては、平成17年度に東台

小学校保育所を学校の敷地内に移転し、平成18年度には高山小学童保育所分室を開設しました。

これまで複数の課が所管していた教育相談事業を統合して平成18年4月に「総合教育相談窓口」を開設しました。これにより相談者のプライバシーを守りつつ、教育相談・就学相談・こころとからだの発達相談・スクールカウンセラー・学習指導員・巡回発達相談・メンタルフレンド派遣等の事業については連携して支援することが可能に

なりました。

いじめに関しては児童・生徒の立場に立った実態調査を実施してそれぞれのケースについて丁寧に対応し、また、「いじめ問題対策会議」を設置していじめの未然防止、早期発見、早期対応のための提言をまとめました。

子どもたちが、放課後や土・日曜日に安全に安心して活動できる居場所づくりをめざす「地域子どもクラブ」事業は、全小学校において校庭遊び場開放事業との一体化を行いました。

学校教育については、各学校毎に学校運営連絡会と評価委員会を設置し、外部評価を積極的に取り入れるとともに、保護者や地域住民からの意見、要望を受け止めながら、その評価結果を公表して開かれた学校づくりを推進する一方で、「コミュ

ニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」開設に向けて保護者や市民等で構成する開設準備検討委員会を設置して具体的内容について検討を重ね、平成18年4月、小・中一貫教育校「にしみたか学園」を開園しました。

平成18年12月に三鷹の教育がめざすべき基本的な構想である「教育ビジョン」を策定しました。特別支援教育については、「特別支援教育検討委員会の報告書」を基に「教育支援プラン」（特別支援教育推進計画）の策定に取り組みました。

児童・生徒への安全対策として、防犯ブザーの無償貸与を行うとともに、市立小学校に学校安全推進員（スクールエンジェルス）を配置しました。また、引き続き計画的な学校の耐震補強工事を実施しました。

## 第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

平成17年10月に、民学産公の協働による三鷹ネットワーク大学を三鷹駅前に開設しました。平成17年度に、「みたか生涯学習プラン2010」を策定し、「みたか生涯学習ガイドブック」と「みたか生涯学習事業情報」を発行するとともに、平成19年3月に、生涯学習情報システムを更新し、利便性の向上を図りました。

図書館活動に関しては、平成17年4月から駅前図書館を除いた4館で午前9時30分開館の通年実施を開始し、平成18年4月からは本館において平日（火～金曜日）の開館時間を1時間延長して午後8時までとしました。コミュニティ・センター図書室との協力貸出を試行実施するとともに、杏林大学医学図書館との図書資料の協力貸出に関する協定を締結し、図書館ネットワーク構築の形成を図りました。平成17年5月に「みたか子ども読書プラン2010」を策定し、「三鷹市子ども読書活動推進連絡会」を組織して、4月23日の子ども読書の日を中心とする「みたか子ども読書フェア」

を開催するなど、子どもの読書環境整備に取り組みました。ICT事業の推進として平成17年度に本館と駅前図書館に、平成18年度には東部及び西部図書館にインターネット開放端末を設置しました。

市民スポーツ活動の推進に関しては、市西部地区において「総合型地域スポーツクラブ」モデルクラブを設立するとともに、平成19年3月からスポーツ情報予約管理システムを稼働させました。

芸術・文化のまちづくりの推進に関しては、三鷹市名誉市民に推挙された福王寺法林氏の受章記念展覧会を開催し、多くの市民へ芸術鑑賞の機会を提供するとともに、市立アニメーション美術館を活かしたまちづくりに取り組みました。また、「エコミュージアム事業」の推進については、「水車屋ぐらしを支えた民具」報告書の刊行、エコミュージアムマップの作成、地区案内板の整備などの取り組みを行いました。

## 第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

コミュニティ行政の推進としては、井の頭コミュニティ・センター新館を開館し、旧分館を井の頭地区公会堂に変更するとともに、大沢五丁目に大沢下原地区公会堂を整備しました。協働型まちづくりの推進に向けた取り組みとしては、平成18年8月に三鷹青年会議所と協働で、無作為抽出による市民参加の手法を取り入れた「みたかまちづくりディスカッション2006」を市民協働センターにおいて開催しました。

都市自治の確立に向けた取り組みとしては、平成18年4月に自治基本条例と、関連条例のパブリックコメント手続条例及び市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例が施行され、新たな自治の仕組みの運用が始まりました。一方、平成17年3月に「行財政改革アクションプラン2010」を策定し、「選択と集中」による重点課題・戦略課

題の設定や、インセンティブ手法を導入した創造的予算編成方式を運用しています。

「人財育成」に関しては、人事任用制度の検証と改善に取り組む中で、職員の自律的なキャリア形成と能力開発を支援するとともに、これを適正に評価することにより、組織力の向上につながる制度運用に努めています。

さらに、三鷹駅前市政窓口の取り扱い業務の拡大や土日開庁日を増やすなど、窓口サービスの利便性の向上を図りました。

また、民学産公による協働の視点で、平成14年度から4年間実施された「あすのまち・三鷹」プロジェクトは、参加団体や市民モニターなどによる「先導的モデル事業」、「実証実験事業」を行い、大きな成果を上げることができました。また、最終年度である平成17年度には、これまで実施して

きた事業成果の報告会を行い、成果を広く公表し、当初の計画どおり、その実施母体である「あすのまち・三鷹」推進協議会とともに事業を終了し、

三鷹ネットワーク大学が事業を発展的に継承しました。

## 第9 計画の前提となる14の潮流と施策の方向

第3次基本計画の見直しにあたっては、この14の潮流を、計画全体を通じて考慮すべき要素とし

て認識するとともに、政策的課題として総合的に対策を講じていく必要があります。

### 1 人口増加と将来的な人口減少の予測

市の人口は、昭和50年代半ばにほぼ安定し、その後は一貫して16万人台の前半で推移してきました。しかし平成9年頃から人口の増加傾向が見られるようになり、第1次改定後の平成16年以降も、前年比で約700人から1,100人程の増加となっています。近年の人口推移の特徴としては、年少人口（15歳未満）や生産年齢人口（15歳から64歳）の

割合は、それぞれ横ばい・微減となっていますが、老年人口（65歳以上）の割合は増加が続いており、人口の増加傾向とともに、その構成（割合）の変化の特徴にも留意する必要があります。さらに、人口は、今後しばらくの間増加傾向が続きますが、その後は横ばいから緩やかな減少傾向に転じていくものと予測されています。

### 2 高齢化の急激な進行

人口構成における高齢化は、さらに進行し、平成25年には、65歳以上の人口が5人に1人以上になることが予測されています。この急激なスピードでの高齢化による影響は、市政のあらゆる分野で想定すべきであり、コミュニティで支えあう地

域分散型の福祉社会の創造が求められています。地域において健康で心ゆたかに生活を営めるような地域社会をめざして、利用者の視点に立った総合的なケアサービスの提供を図る、地域ケアを推進する必要があります。

### 3 少子化の進行

近年三鷹市では、人口の増加と連動し、小学校の児童数に増加傾向がみられますが、将来的には合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）の低下から、人口構成における少子化は着実に進行することが予測されています。幼児虐待

の防止なども含めて子育てを社会全体の課題としてとらえながら、子どもの視点に配慮し、安心して子どもを産むことができる環境や家庭・学校・地域が連携協力して子どもを育てる環境を整備することが必要です。

### 4 都市空間の再生・修復期の到来

三鷹市は、市制施行直後から、全国2番目に開設された公団住宅の建設のほか、道路、下水道、学校等の整備など、急激な人口増加と都市化に対応すべく社会資本整備を積極的に進めてきました。そして、今日、一定の社会資本整備が完了し、ハード面では都市として「成熟期」を迎えたといえます。一方、都市化とともに整備された公共施

設など社会基盤施設や集合住宅においては、耐用年数を迎え、本格的な都市空間の再生、修復の時期が到来しています。そこで今後は、予防保全等の導入による公共施設の適切な維持保全を推進するとともに、施設の再配置や集約化などを含めた長期的な戦略の確立が必要です。

### 5 防犯意識の高まりと犯罪に強いまちづくり

三鷹市における犯罪の発生件数は、平成12年をピークに微増と微減を繰り返していましたが、平成18年は過去10年間で最も少ない件数になりました。犯罪の内容は、組織化・凶悪化が見られるほか、オートバイや自転車盗、振り込め詐欺、子どもを狙った事案などが発生していることから、市

では、安全安心市民協働パトロールをはじめとする協働の取り組みにより、市民の防犯意識を高め、犯罪に強いまちづくりを進めています。今後、より一層市民の防犯意識を高め、取り組みを強化していく必要があります。

### 6 国等の制度改正に対応したセーフティーネットの構築

国レベルの福祉、年金、医療における制度改正、税制改正等による、市民生活への影響を最小限にするために、セーフティーネットとしての基礎自治体の果たす役割が求められています。三鷹市と

しても、国、東京都へ積極的な問題提起を行うとともに、市民の声を聞きながら総合的に施策を進め、市民が安心して生活していくための環境を整備する必要があります。



## 7 ユビキタス・コミュニティの構築と情報セキュリティの確保

ICTを活用し、ユビキタス・コミュニティ（注）を実現することにより、「いつでも、どこでも、誰でも」がICTの活用がもたらす恩恵を受けることができるまちづくりが必要です。新たな技術を検証する場とするだけでなく、現在実用化されている技術を中心にICTの利用を促進し、生活の豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会（ユビキタス・コミュニティ）の実現が求められています。また、個人情報の大量漏えいやウイルス被害などの危険性もますます高まり、情報シ

ステムの安全性の確保と個人情報保護の徹底を図ることが必要です。さらにICT利用が進む中で、情報格差の是正に積極的に取り組むことが必要です。

（注）ユビキタス（ubiquitous）：ラテン語を語源とする英語で「どこでも」「あらゆるところに」という意味。日本では、国の「e-Japan戦略」の後継戦略である「IT新改革戦略」において、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」が使える、情報格差のないICTインフラの整備を内容としたユビキタス化の推進がうたわれています。

## 8 価値観・生活意識の多様化

経済最優先の考え方から、生活そのものを問い直し、自己実現をめざすという考え方、すなわち「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を強く求める志向が強まっています。例えば、「スローライフ」という言葉に代表されるように、農業体験が人気をよぶなど、多様な価値観、生活意識が存在する

中で、市民の自己実現に向けた取り組みを支援するとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、市政に反映させる仕組みを作ることが必要です。また、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のとれた社会を実現するための啓発や支援を行うことも必要です。

## 9 協働領域の拡大と協働のまちづくりへの仕組みづくり

市では、基本構想・基本計画の策定において、みたか市民プラン21会議とのパートナーシップ方式により、「白紙からの参加」と呼ばれる新たな市民参加手法を導入しました。計画の策定後は、市民協働センターの開設や自治基本条例が制定され、地域で活動するNPO等の増加も顕著になるなど、市民活動がますます活発になっています。また、2006年8月には、無作為抽出による市民討議方式である「みたかまちづくりディスカッション2006」を開催しました。さらに三鷹ネット

ワーク大学では、民学産公の協働による人財育成などの取り組みを進めています。今後は、市民、NPO、教育・研究機関、事業者等と行政による協働領域が一層拡大する中で、地域人財の発掘と地域課題の解決に向けた総合力の向上が期待されます。団塊の世代の地域への回帰に象徴されるような、従来参加する機会の少なかった市民が最初の一歩を踏み出しやすい「参加と協働の仕組みづくり」を推進することが必要です。

## 10 男女平等の実現への取り組み

市では、昭和63年に全国に先駆けて「女性憲章」を制定して以来、男女平等社会の実現に向けた様々な取り組みを行ってきました。男女平等社会の実現は、基本的人権に関わる問題であり、根強く残っている構造的な差別や偏見に対し、あら

ゆる側面から検討していく必要があります。今後は、平成18年4月に施行した「男女平等参画条例」の啓発・普及を進めるとともに、現行の制度や社会慣習の見直しを行い、性差別のないまちづくりを推進することが必要です。

## 11 バリアフリーに向けた環境整備の進展

幼児から高齢者まで、障がいを持つ人も持たない人も、すべての人が何の不便も妨げもなく、自由に安心して生活し、また、移動できる地域社会をめざす「バリアフリーのまちづくり」が求められています。市では、平成15年度にバリアフリーのまちづくり基本構想を策定し、重点整備路線、

重点整備地区を中心に安全で快適な歩行者空間の整備を進めています。また、ハード面だけでなく、情報格差の是正や「心のバリアフリー」など、全ての分野でバリアフリーの取り組みを推進することが必要です。

## 12 地球環境問題への取り組み

環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模で広がっており、深刻な全人类的課題となっています。地球環境という視点に立って、消費型の社会システムや生活様式を見直し、市、市民、事業者がそれぞれの役割と責任を担い、協働による循環型のまちづくりを構築して

いくことが重要です。市では、平成13年度に策定した「環境基本計画」を、平成18年度に改定し、市、市民、事業者の行動指針を示しています。特に市においては、その社会的使命として、環境負荷を低減し持続可能な社会を構築するための取り組みを率先して実行していくことが必要です。

### ■ 13 国際化のさらなる進展

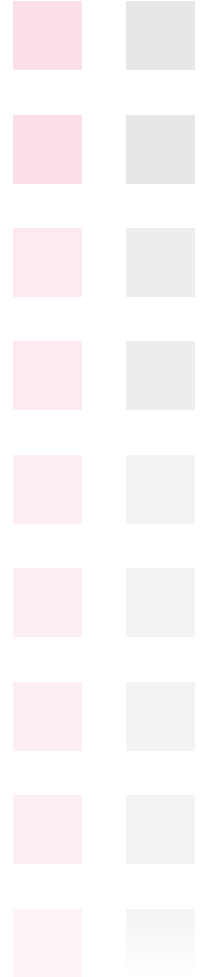
経済の全世界的な展開や情報化の進展等による本格的なボーダーレス化が進行しています。三鷹市においても外国人登録者数が総人口の約1.7%を占め、その国籍も70か国を超える状況となっています。今後は、より地域に根ざした国際化施策

に重点を置きながら、市民主体の国際交流活動を推進するとともに、外国籍市民等が暮らしやすいまちの実現に向けて、情報提供の充実や相談支援体制の整備に取り組む必要があります。

### ■ 14 地方自治の確立と自治体経営改革の推進

国においては「地方分権改革推進法」が成立し、第2次分権改革が始まりました。三鷹市は、自治基本条例に掲げた基礎自治体である「市町村優先の原則」に基づく国等との適切な政府間関係の確立を図るために国や東京都に対して提言を行うなど積極的な取り組みを進めています。また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(通称、市場化テスト法)」が施行されるなど「官から民へ」の流れは更に大きなものとなっています。今後は、市の役割の見直しと市民・事業者等の民間活力のさらなる活用を図るとともに、地方分権の推進と自治体経営改革により一層積極的に取り組む必要があります。



## 第2部 計画の基礎

### 第1 計画の基調

この計画は、基本構想の基本理念である「平和の希求」「人権の尊重」及び「自治の実現」を基調として、三鷹から世界に広がる地球的視点に立って、環境に配慮した循環型社会の実現をめざして、様々な人びとと共に生きる協働のまちづく

りを推進するための総合計画として策定します。この3つの理念は、将来にわたって世界の人びとと共有すべき普遍的な理念であるとともに、三鷹市が市民生活の充実にに向けて取り組む全ての施策の前提となるものです。

### 第2 基本目標

この計画の基本目標を「人間のあすへのまち」と定めます。この基本目標は、基本構想の掲げる目標と同一であり、「平和の希求」「人権の尊重」

「自治の実現」を基調とするものです。「人間のあすへのまち」は、「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現されます。

#### ■ 高環境：緑と水の公園都市の創造

安全性や利便性、快適性などの視点から、都市全体をうるおいをもった緑と水の公園都市として

創造することによって、高環境のまちをめざします。

#### ■ 高福祉：いきいきとした豊かな地域社会の形成

全ての人びとが健康で安心して生活できる、文化の薫り高い、いきいきとした豊かな地域社会を

形成することによって、高福祉のまちをめざします。

### 第3 「高環境・高福祉のまちづくり」の構成

「高環境・高福祉のまちづくり」は、8つの「まちをつくる」によって構成されます。「まちをつくる」の名称と基本的な考え方は以下のとおりで

あり、それぞれの施策内容は本計画の各論として記述されています。

#### ■ 1 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

全ての人の基本的人権を保障し、人種、国籍、性、信条、障がいの有無、社会的身分などによるあら

ゆる差別の解消を基本原則として、平和を希求し、世界に開かれた平和・人権のまちをつくります。

#### ■ 2 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

市民生活の充実や地域の発展に向けて、魅力ある地域産業の育成、都市基盤及び情報通信基盤の

整備、情報ネットワークの形成を図ることによって、情報・活力のまちをつくります。

#### ■ 3 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

災害に強い都市基盤の整備を図ることを基本に、バリアフリーのまちづくりを推進し、都市の

利便性と緑や水などの自然環境が調和した、うるおいのある快適空間のまちをつくります。

#### ■ 4 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

地球環境の保全の視点に立って、持続的な発展が可能な循環型社会の実現に向けて、人と自然が

共生できる良好な環境のまちをつくります。

## 5 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

全ての市民が健康で安心できる豊かな生活をおくることができるよう、利用者の視点に立ったサービス提供システムを市民、NPO、事業者等と行政の協働によって確立します。バリアフリー

化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進め、コミュニティ住区等に基礎を置いた健康・福祉のまちをつくりま

## 6 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

全ての子どもが人権を尊重され、家庭、学校や保育園等、地域の連携の中でいきいきと毎日をおくることができるようにします。また、学校が健康やかな心と体を育む豊かな学びの場となるよう施

策を充実し、社会性と創造力を備え、個性にあふれた子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくりま

## 7 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

幼児から高齢者まで、市民誰もが、いつでもどこでも学び、活動することができるよう、場と仕組みの整備と充実を図り、生涯にわたって豊かな

人生をおくれる生涯学習・文化のまちをつくりま

## 8 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の基本的な制度等を整備するとともに、市民の自立した活動を支援する施策の拡充を図り、市民、

NPO、事業者等と行政が協働する市民自治のまちをつくりま

# 第4 自治体経営の基本的な考え方

## 1 「21世紀型自治体」の実現

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の推進に関する基本的な制度等を整備し、効率的で開かれた自治体経営を基礎として分権時代にふさわしい「21世紀型自治体」の経営のあり方を「創造的な自治体経営」とします。自治体経営の視点から、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的展開を図り、変化に柔軟かつ機動的に対応できる推進体制を整備します。また、トップマネジメントと執行体制の確立、議会の権能の発揮と協力、市民、NPO、事業者等との協働を基本としながら、重点課題の設定や行政評価の実施により、効率的な行政を推進します。

自治基本条例の制定により、自治の基本理念と基本原則等を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進します。

### (1) 行政の役割転換

○行政サービスを安定的に提供するだけでなく、その使命として、常に市民満足度を向上するという観点から、総合的な行政評価制度の構築や積極的な民間活力の活用を図ります。

○目標管理、コスト意識の徹底、組織内部における競争意識の醸成など競争原理に基づく企業的な発想を大胆に導入した事業実施や組織運営を行います。

○市場原理の導入にともなうリスクを回避し、安定した市民生活を保障するため、民間事業者によるサービスのチェックや情報収集、総合的な調整などの仕組みをつくりま

○市としての主体性と責任をもち、行政の主な役

割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方に転換していきま

### (2) 協働のまちづくりの推進

○計画の策定やその推進にあたっては、コミュニティ住区の視点を基礎に置くとともに、全市域的な視点からも、人財、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力など地域におけるあらゆる資源を自治体経営における資源としてとらえ、有効活用を図ります。

○事業の計画段階、実施段階における多様な市民参加を推進し、市民・NPO・事業者等との連携や支援を積極的に行う「パートナーシップ型行政」を展開しま

○市民と行政の接点である窓口サービスや窓口システムを改善するとともに、市民満足度を的確に把握し、その向上に向けた総合的な公聴・相談システムを構築しま

○NPO等市民活動を支援するための条例制定、財政的支援策、市民協働センターの活用策について検討するとともに、民間企業・大学・研究機関等との積極的な連携を図るなど協働のまちづくりを推進しま

### (3) 成果重視の行政経営システムの確立

○目標指標や目標管理による達成目標の明確化、第3次基本計画に掲げた事業を推進するための課の新設と組織の簡素化による体制の整備、事務事業等の見直しなど徹底した行財政改革を推進しま



○健全な財政運営を維持するため、都市税財政の充実に向けた国等への積極的な要請、社会的公平性の維持と財政の健全化を進める受益と負担の適正化、情報系産業の積極的な誘致・育成や税収の向上など財源の拡充を図ります。

○前例のない新規事業については、先導的モデル事業や実証実験型事業として実施し、その成果の市民参加による検証を行うことなどにより積極的に挑戦します。

○学校のスーパーリニューアルや耐震補強工事にあわせた地域開放機能を整備するなど公共施設等の改修時における新機能の付加を図ります。

#### (4) 柔軟で機動的な推進体制の整備

○新規のプロジェクトや課題に対応した横割り組織の再編成、情報システムの構築、外郭団体の活用、平常時からの危機管理体制の確立などにより、柔軟で機動的な推進体制を整備します。

○基本構想や基本計画などの将来方向に連動させて、職員個々の能力を開発するキャリア・ディベロップメント・プログラムを視野に入れた人材育成システムの構築、職員提案・職場提案制度の確

立、民間企業・研究機関等への職員派遣の実施などにより人財を育成します。

○国、都、他の公的機関、事業者等との連携に努めるとともに、人事交流を含めた近隣自治体や姉妹市町等との広域的な連携など課題に応じた都市間ネットワークを形成します。

#### (5) 透明で公正な行政の確立

○行政の説明責任に基づき、ホームページ等の活用の拡充・強化などにより、市民にとってわかりやすい情報を提供するとともに、各種審議会等の情報の積極的かつ迅速な公開を推進します。

○電子的手段を使った各種の申請・届出、証明書交付や入札、ワンストップサービスの拡充など情報システムを活用した「電子自治体」の構築を図ります。

○男女平等、環境保全、バリアフリーなどの課題について行政が自ら先導役として率先して取り組み、社会全体への波及に努めます。

○基本計画の達成状況、行財政改革の達成状況、財政状況、事業評価などで構成する自治体経営白書を作成し、公表します。

## 2 行財政改革アクションプラン2010の推進

三鷹市は、職員数や組織のスリム化、業務の民間委託などに取り組み、徹底した事務の合理化・効率化を図ってきました。平成12年には、「21世紀型自治体＝効率的で開かれた自治体」をめざして、「行財政改革システム大綱」及び「行財政改革実施方策」を策定し、目標の達成に向けて積極的に行財政改革に取り組んだ結果、平成16年度までに目標の水準を達成あるいは概ね順調に取り組みが進みました。

一方この間、依然として厳しい社会経済状況が続き、また、地方分権の進展、社会の複雑化などを反映し、多岐にわたる分野で、市の行政サービスに対するニーズが高まりました。

このような状況の中で、市は、基本構想や基本計画を始めとした計画を実現し、新たな課題にスピーディに対応するため、平成17年3月に、平成22年度を目標年次とする「行財政改革アクションプラン2010」を策定し、行財政改革に積極的に取り組んでいます。

### (1) 「行財政改革アクションプラン2010」の基本的方向

行政運営のさらなる質の向上をめざすとともに、サービスの質の確保・向上を進めるための仕組みを作り、さらなる民営化・委託化を推進、協働領域の拡大を図る中で、「創造的な自治体経営」の確立に向けた取り組みを推し進めます。

#### (2) 主な取り組み課題の構成

①地域主権時代にふさわしいリーダーシップの確立《新しい自治のかたちづくり》

市長のリーダーシップのもと、地域主権の時代にふさわしい新たな経営戦略を打ち立て、確

実な実行を図る。また、着実な分権の推進を図るため、国に対して税源移譲を求めていく。

②市民満足度向上に向けた取り組み《笑顔が輝く窓口づくり》

市民の視点に立った窓口業務の確立をめざすとともに、市民意向を聴く広聴機能の充実を図り、顧客満足度向上の考え方を徹底する。

③戦略的な事業展開に向けた仕組みの確立《成果志向の仕組みづくり》

総合行政評価システムを構築する中で、各々が経営的視点を持って、目標を掲げ、確実に実行していく仕組みをつくる。

④新しい政策に対応する新組織の整備《打てば響く組織づくり》

変化の激しい現代にあって、新たな政策における市長の指示に迅速に対応でき、また現場からの問題提起をしっかりと反映できる柔軟で機動的な組織をつくる。

⑤人材育成制度の改善と適正配置の実施《一騎当千の職員づくり》

人事考課・昇任昇格制度の改善を進め、職員一人一人がそれぞれの職場で、自信と気概をもって改革、改善への意欲を持てるような仕組みをつくる。また、職員定数の見直しをさらに進める。

⑥コスト削減と歳入確保に向けた工夫《秒給、分給のコスト意識づくり》

職員一人一人がコスト意識を持ち、経営的視点を持つ取り組みを強化し、民間的発想で新たな事業展開とスピーディな事務処理をめざすとともに、受益と負担の考え方の徹底、税収の

向上を始め財源確保に向けた積極的な展開を図る。

⑦民営化・委託化の一層の推進と協働領域の拡大促進《パートナーを大切に作る体制づくり》

市の事業の見直しを徹底し、民営化、委託化のさらなる推進を図るとともに、市民・NPO等との新たなパートナーとしての関係を構築する。

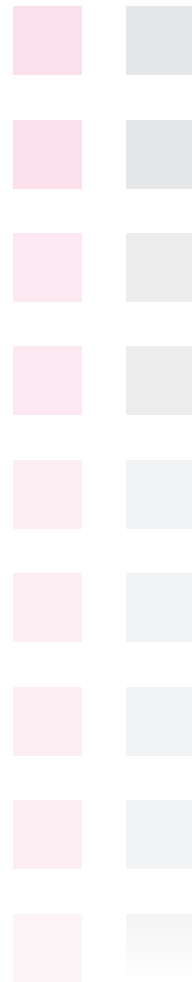
⑧情報の共有とセキュリティの追求《誰もが安心

できる情報システムづくり》

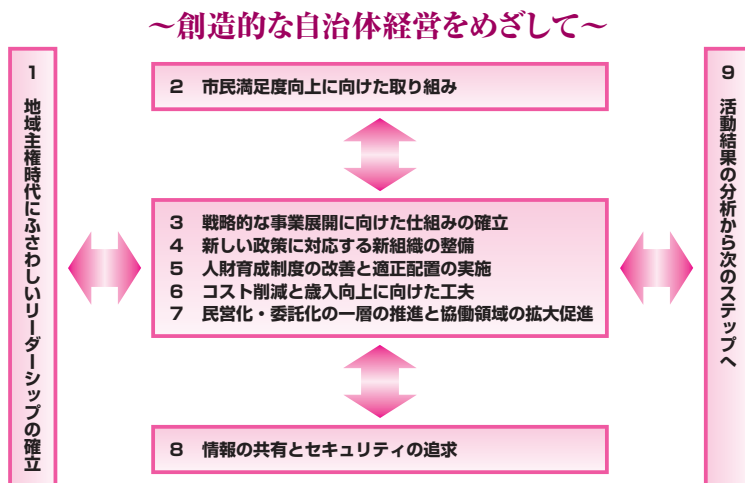
自治体経営白書などさらなる情報提供を進め、開かれた自治体をめざすとともに、情報セキュリティマネジメントの確立に努める。

⑨活動結果の分析から次のステップへ《さらなる改革の風土づくり》

まちづくり総合研究所の設置・活用を進めるとともに、経営品質評価・ISO14001等の外部評価への積極的な取り組みを進める。



【図表 I - 7】 創造的な自治体経営の概念図



## 第5 財政フレーム

この計画に掲げた各事業の実現性を確保するため、計画期間内の財政フレーム（財政の総枠）を次のとおり設定します。なお、このフレームは、

現時点での将来推計に基づき算定したものであり、今後の経済変動等により再調整することとします。

【図表 I - 8】 第3次基本計画における財政フレーム（改定）〔普通会計ベース〕

		基本計画(改定) 後期(2007~2010)	構成比	基本計画(第2次改定) 後期(2007~2010)	構成比
歳入	市 税	1,391億円	61.3%	1,422億円	60.8%
	国・都支出金	453億円	19.9%	462億円	19.8%
	市 債	58億円	2.5%	95億円	4.0%
	その他の収入	369億円	16.3%	359億円	15.4%
	合 計	2,271億円	100.0%	2,338億円	100.0%
歳出	義務的経費	1,118億円	49.2%	1,126億円	48.2%
	投資的経費	204億円	9.0%	239億円	10.2%
	その他の経費	949億円	41.8%	973億円	41.6%
	合 計	2,271億円	100.0%	2,338億円	100.0%

### 1 財政フレームの内容と特徴

市の財政状況は、景気回復の兆しが表れはじめたとはいえ、個人所得の伸び悩みなどにより、依然として厳しい財政状況が続いています。さらに、第3次基本計画第1次改定後に行われた地方税財政制度の改革をはじめとする状況の変化などにより、市の財政構造も変化を余儀なくされているため、第3次基本計画の後期財政フレームを再構成します。

具体的には、平成16年度から平成18年度までに

行われた「三位一体の改革」による国庫補助負担金の廃止・縮減と、平成19年度からは所得税から住民税への税源移譲が行われたことによる影響です。これに加え、平成11年度以降実施されてきた「恒久的減税」についても、定率減税は廃止される一方、他の減税措置は恒久化されることとなり、これとともに地方特例交付金等による財源補てん措置も大部分が廃止されることとなりました。また、平成17年度の介護保険法の改正や、平成18年

4月から施行された障害者自立支援法に基づく対応など、社会福祉制度の改革による見直し要素もあります。

こうした影響の大部分は、既に平成20年度予算に反映しているため、今回の第2次改定にあたっては、平成20年度予算を基礎とし、市税をはじめとする一般財源の推計を行いながら、後期高齢者医療制度への対応など、現在判明している制度の変更内容を加味して後期財政フレームの見直しを行いました。

基本計画（第2次改定）の後期財政フレームでは、改定前の財政フレームを修正し、平成19年度から平成22年度までの後期の普通会計の合計予算額を、【図表I-8】のとおり歳入・歳出でおおよそ2,338億円と見込みます。

このうち、歳入の根幹を占める市税収入を1,422億円（歳入合計に占める割合：60.8%）とし、歳出では、扶助費などの義務的経費を1,126億円（歳出合計に占める割合：48.2%）と見込んでいます。

## 2 フレーム積算の基礎

財政フレームの積算にあたっては、平成20年度予算額を基礎に、次の方法により推計しました。

**(1) 経済予測** 国では、「日本経済の進路と戦略（平成20年1月18日閣議決定）」の試算資料において平成20年度の経済成長率（名目）を2.1%程度と見込み、平成21年度以降は2%程度あるいはそれ以上の成長経路をたどると試算しています。しかし、依然として厳しい所得状況が続いていることから、「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書（平成19年3月）」なども参考として、この計画では、平成21年度以降2.0%と見込みました。また、消費者物価の上昇率は1.0%としました。

**(2) 市税** 現行税制を前提としつつ、経済予測で

投資的経費としての建設事業費については、「都市の更新・再生プロジェクト」の取り組みなどにより239億円（歳出合計に占める割合：10.2%）としています。

また、主要財政指標の目標（経常収支比率：概ね80%台維持、公債費比率：概ね12%を超えないこと、実質公債費比率：概ね16%を超えないこと、人件費比率：概ね24%を超えないこと）の達成をめざすことにより、財政の健全性の維持を図ります。特に、計画期間内の市債については、「都市の更新・再生プロジェクト」の取り組みを進めつつ、発行額を償還元金額以下に抑制することにより、市債残高を平成22年度末までに約61億円程度の縮減をめざします（平成18年度末現在残高：約454億円）。こうした取り組みにより、公債費は漸減傾向が続くことにより、計画期間後を含めて、後年度負担に留意した財政運営を進めます。さらに、基金についても、可能な限り残高の確保に努めます（平成18年度末現在残高：約94億円）。

用いた経済成長率と同率の伸びを見込みました。また、地方譲与税及び各種交付金については、現行制度を前提に、市税収入と同率の伸びを見込みました。

**(3) 人件費** 今後の定年退職者の見込み等を勘案して算出しました。

**(4) 公債費** 既借入の市債、計画期間内の市債の償還費を推計して算出しました。

**(5) 扶助費** 生活保護費の実績等を参考に算出しました。

**(6) 投資的経費及びその他の経費** 計画期間内の事業に基づき算出しました。これに伴い、国庫支出金及び都支出金等の特定財源について、計画事業の推移に連動した調整を行いました。